

29 公益社団法人宮城県物産振興協会



1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉1丁目14-2			出資等の状況	第1位	—
代表者	会長 伊藤 秀雄	設立	昭和30年7月11日		第2位	— 千円 (—)
電話	022-263-5050	ファックス	022-263-5369		第3位	— 千円 (—)
団体分類	改善支援団体	県主務課	農政部 食産業振興課		第4位	— 千円 (—)
県出資額・割合	— 千円 (—)	ホームページ	https://www.miyagibussan.or.jp/		第5位	— 千円 (—)
設立目的(定款等)	宮城県の物産振興に関する事業を行なうことにより、地場産業の育成を図り、地域文化の向上及び地域社会の発展に寄与する。				その他	— 千円 (—)
					出資等総額	0 千円

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
事業1	公益目的事業	357,310 (66.0%)	383,867 (65.0%)	457,613 (66.6%)	県産品情報発信・販路開拓(アンテナショップ運営等)、生産者育成事業(講演会等)
事業2	収益目的事業(販売事業等)	129,935 (24.0%)	142,220 (24.1%)	148,088 (21.6%)	県産品の販売、物産展
事業3	収益目的事業(飲食店事業)	53,920 (10.0%)	64,246 (10.9%)	81,243 (11.8%)	アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」イートインコーナーの運営
その他の事業		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
全体事業費		541,165	590,333	686,944	指定管理者

3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
宮城県産品の生産から販売までサポートすることにより、地場産業の育成と県産品の販路拡大を図ることを目的とする。	当該団体は物産展への参画・アンテナショップ運営・卸取引等による県産品の販売促進・魅力発信に加え、県産品の製造・販売事業者の資質向上を図るなど、物産振興全般に係る事業展開を行っている。今後も本県経済の発展に資する施策展開が期待される。

4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	コロナ禍を経て回復基調にあるリアル販売では、宮城ふるさとプラザの売上がほぼコロナ前の水準にまで戻った。また拡大するデジタル手法を融合させた協会独自の県産品販売促進を加速させている。	新型コロナに係る行動制限緩和を受け、リアル販売は回復基調にある。一方、コロナ禍を経てECが拡大していることから、デジタル手法も併せた、時代のニーズに合った、効果的な事業展開が必要である。	
ロ 組織運営の健全性 ※1	内部統制に関する規程の整備や情報公開にしっかり取り組んでいる。また、会長を中心としてポストコロナへ向けた経営方針を明確にし、それに併せて組織並びに人員配置の改革を実施し、効率的かつ公正な運営に取り組んでいる。	コンプライアンス規程やマニュアルを整備し、全職員に浸透するよう取り組んでいるものと認識している。また、今後もコロナ禍による市場のニーズの変化に対応できるような人材育成・登用に取り組む必要がある。	A
ハ 財務の健全性 ※1	アンテナショップの売上がコロナ前水準に回復したことを主な要因として、当期黒字を達成することができたが、光熱費高騰等が足かせとなり累積赤字の解消までには至らなかった。今後は物産展等を含む販売においては、新たな販路開拓を通してさらなる財務健全化を目指す。	恒常的な赤字計上の防止と安定的な経営の実現に向け、コロナ禍以降の消費行動の変化に対応した協会独自の収益確保の事業や仕組みを確立する必要がある。	C
総合評価・今後の方向性と課題	従来とは異なる新しい考え方の導入と外部人材を活用した事業を展開していくことで組織の活性化を図る。また、未だ不完全である協会の財政状況を当面の課題として必要とされる収益性の高い事業を基軸に強化していくこととする。	組織運営の健全性は引き続き保たれており、財務の健全性についても昨年度より改善している状況にある。 今後、安定した財務の健全化へ向け、コロナ禍以降の消費行動の変化に対応し、団体の特性を生かした販売方法の確立等、協会独自の事業を通じた収益構造の改善を進める必要がある。	総合評価 B

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位：千円）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
貸借対照表	資産合計	209,103	199,624	206,549	6,925
	流動資産	162,603	151,366	155,594	4,228
	固定資産	46,500	48,258	50,955	2,697
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	215,702	216,247	209,785	△ 6,462
	流動負債	171,264	169,480	167,317	△ 2,163
	固定負債	44,438	46,767	42,468	△ 4,299
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	△ 6,599	△ 16,623	△ 3,236	13,387
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	△ 6,599	△ 16,623	△ 3,236	13,387	
正味財産増減計算書	経常収益	537,960	586,064	704,792	118,728
	うち事業収益	471,646	552,419	663,673	111,254
	経常費用	546,616	595,946	691,432	95,486
	うち管理費	5,451	5,614	4,870	△ 744
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,656	△ 9,882	13,360	23,242
	当期経常増減額	△ 8,656	△ 9,882	13,360	23,242
	経常外収益	0	0	170	170
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	170	170
	当期一般正味財産増減額	△ 8,798	△ 10,024	13,387	23,411
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 8,798	△ 10,024	13,387	23,411	
県の財政的関与	補助金	0	0	947	947
	委託金 ※2	39,483	17,160	26,147	8,987
	負担金	0	0	17,476	17,476
	補助金等合計	39,483	17,160	44,570	27,410
	総収入 ※3	537,960	586,064	704,962	118,898
	総収入に対する補助金等割合	7.3%	2.9%	6.3%	
	単年度貸付額	78,000	78,000	68,000	△ 10,000
	年度末貸付金残高	78,000	78,000	68,000	△ 10,000
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 （なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）
 ※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	-3.2%	-8.3%	-1.6%	6.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	94.9%	89.3%	93.0%	3.7%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	37.3%	39.1%	32.9%	-6.2%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-1.6%	-1.7%	1.9%	3.6%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	1.0%	1.0%	0.7%	-0.3%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (6月末現在)	令和4年度における 常勤役職員の状況		
役員	常勤(うち県退職者)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	常勤役員		
	非常勤(うち県退職者)	19 (1)	18 (1)	19 (1)	平均年齢(歳)	1名のため非公開	
職員	常勤職員(※4)	7	7	8	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公表	
	プロパー職員	7	7	8	常勤職員(プロパー)		
	県退職者	0	0	0	平均年齢(歳)	43.2	
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公表	
	その他の派遣職員	0	0	0			
上記以外の職員(※5)		21	19	18			
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

29 公益社団法人宮城県物産振興協会

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1
			②登用していない。	0	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1
			②行っていない。	0	
DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0		
	②設置又は配置していない。	①			
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	①	1
			②8項目未満整備	0	
			就業規則	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	■	
			決裁規程	■	
			給与規程	■	
			退職手当規程	■	
			施設等管理規程	■	
			業務継続計画（BCP）	□	
			実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	
②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	①				
③公認会計士・税理士による関与はない。	0				
組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	1	0		
	②整備していない。	①			

No.	項目	評価内容	評価	
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。 ②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。 ③ホームページで公開していない。 定款（寄附行為） 役員等名簿 事業計画書 収支予算書 事業（営業）報告書 収支計算書 貸借対照表 損益計算書（正味財産増減計算書） 財産目録 キャッシュフロー計算書（作成している場合） 役員の報酬・退職金に関する規定	② 1 0 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ □ □ □
		コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。 ②1～2項目実施している。 ③実施していない。 ○コンプライアンスに関する規程を整備している。 ○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。 ○職員に対する啓発等研修の場を設定している。 ○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。 ○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	② 1 0 ■ ■ □ ■ □
合計（12点満点）			9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
内部統制に関する規程の整備や情報公開にしっかり取り組んでいる。また、会長を中心としてポストコロナへ向けた経営方針を明確にし、それに併せて組織並びに人員配置の改革を実施し、効率的かつ公正な運営に取り組んでいる。	コンプライアンス規程やマニュアルを整備し、全職員に浸透するよう取り組んでいるものと認識している。また、今後もコロナ禍による市場のニーズの変化に対応できるような人材育成・登用に取り組む必要がある。	A

＜参考指標＞

合計点が
 9～12点の場合：A（概ね良好）
 6～8点の場合：B（改善の余地あり）
 3～5点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	① 3期連続黒字（増加）	3	2	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	②		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加）	3	2	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	②		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	① 当期 ≥ 0（累積欠損金なし）	2	0	
		② 当期 < 0（累積欠損金あり）	①		
	2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	① 当期 ≥ 30%	2	0
			② 当期 < 30%	①	
借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金）÷資産合計×100		① 当期 ≤ 正味財産（自己資本）比率、借入金なし	1	0	
		② 当期 > 正味財産（自己資本）比率	①		
十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100		① 当期 ≥ 100%	1	0	
		② 当期 < 100%	①		
合計（12点満点）				4	

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
アンテナショップの売上がコロナ前水準に回復したことを主な要因として、当期黒字を達成することができたが、光熱費高騰等が足かせとなり累積赤字の解消までには至らなかった。今後は物産展等を含む販売においては、新たな販路開拓を通してさらなる財務健全化を目指す。	恒常的な赤字計上の防止と安定的な経営の実現に向け、コロナ禍以降の消費行動の変化に対応した協会独自の収益確保の事業や仕組みを確立する必要がある。	C

＜参考指標＞
合計点が 10～12点の場合：A（概ね良好） 6～9点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

経営改善に向けた計画及び取組状況報告書（令和4年度）

団体番号	29	団体名	公益社団法人宮城県物産振興協会	県主務課	農政部 食産業振興課
自立推進計画における 県の取組の進め方		団体は、将来を見据えた経営基盤の確立を図るために検討会議を設置して中長期的な経営改善方法等の検討に着手しているところであり、その議論を注視しながら当該団体の収支改善や事業見直しなどに関して必要な助言又は指導を行います。			

（1）経営改善の目標

依然として収束の兆しが見えないコロナ禍の中でも安定して収益を上げられるよう、既存の事業の見直しも含めて新たな事業構造の構築を目指す。

（2）経営改善に向けた計画及び取組状況（令和4年度）

主体	経営改善に向けた計画	取組状況
団体	○宮城ふるさとプラザの顧客拡大 割増商品券販売に伴う新規顧客の獲得と、その顧客データを活用した販促活動 ○協会事業に参加している非会員企業の入会促進 既に協会と関わりの深い取引先や催事の出展企業に対し、入会を促すほか、非会員の催事手数料率等の見直しも併せて行う。 ○小規模物産展の新規開拓 百貨店食品売場の催事場や、商業ビル内のイベントコーナー等、小規模でも集客力の高い会場を利用した催事の新規展開を図る ○新規ECサイトの検討 協会の収益の柱となり得る、新しいECサイトの立ち上げに向けた調査、検討の実施	○宮城ふるさとプラザの顧客拡大 割増商品券販売事業において新規顧客の獲得及びコロナ禍で利用頻度が低迷していた会員顧客の来店を促すことができた。顧客データを活用したメルマガ配信等を引き続き実施し、さらなる活用方法を今後検討する。 ○協会事業に参加している非会員企業の入会促進 経済の状況から加入促進については4件程度と大きな成果とはならなかった。また、非会員の催事手数料率等の見直しについてもコスト増の傾向の中で実行に踏み切れなかった。 ○小規模物産展の新規開拓 百貨店食品売場の催事場や、商業ビル内のイベントコーナー等、小規模でも集客力の高い会場を利用した催事の実施により想定どおりの収益増額が図られた。 ○新規ECサイトの検討 既存ECサイトのリニューアルを図り、協会独自のアイテム等を掲載するなど販売促進の強化に務めた。実績については微増であったが、次期に繋がる取り組みとなった。
県	公益社団法人及びアンテナショップの事業展開に係る、公益性・収益性を踏まえた、指導・助言・側面支援の実施	定時総会や理事会への出席や監査の立ち会いに加え、適切な運営に資するよう、担当レベルのみならず協会会長・部長レベルでの意見交換を随時実施した。

（3）数値目標及び実績

項目	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
収支差額の改善	千円	5,600	▲8,656	6,000	▲9,882	▲11,000	13,388
新規会員入会	社	-	-	-	-	7	4
新規催事開催	回	-	-	-	-	5	17

（4）公社等外郭団体経営評価委員会の意見

<p>【令和3年2月】</p> <p>○団体は、消費者ニーズに対応した販売手段の導入や販路の開拓、内部人材の育成など、物産の販売数量の拡大に向けた販売戦略を構築し、収支改善に取り組むこと。特に、Eコマースは競争が激しい分野であることから、Eコマースに長けた外部専門家を有効に活用するとともに、公益法人としての役割を意識して事業展開を図ること。【団体】</p> <p>○公益性を確保する上でも会員数の増加を図ることが重要であることから、団体は、県内事業者のニーズや団体に対する期待を的確に捉えた上で、会員になるメリットの一層の充実を図り、会員数の増加に努めること。【団体】</p> <p>○団体は、公益法人であることの利点及び制約、団体の役割、財務状況、事業の効率性等を考慮し、一般法人化をはじめとする組織形態の見直しや、営利事業と非営利事業の分割、他団体との統合などの組織再編の可能性について、県と共に検討すること。【団体・県】</p>
--

（5）特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月 社団法人から公益社団法人へ移行【団体】 ・平成28年12月 活性化プラン検討会議の設置【団体】 ・平成31年3月 活性化プランの策定【団体】
--